

第7回土地等利用状況審議会 議事録

令和5年11月29日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので「土地等利用状況審議会」第7回会議をただいまから開催させていただきます。

本日は、常設のマイクはございませんので、御発言の際に、職員がマイクをお持ちいたします。

マイクについては、ハウリングが生じますので、御発言が終わりましたら、必ずマイクの電源をオフにさせていただきようお願いいたします。

それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

【会長】 皆様、こんにちは。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は高市早苗大臣、堀井学副大臣、平沼正二郎大臣政務官に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、高市大臣から、第7回審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【高市大臣】 委員の先生方には、本日も御多用の中御参加いただき、本当にありがとうございます。

前回の第6回審議会におきましては、3回目の区域指定の候補をお示しいたしました。

その後、関係地方公共団体からの意見聴取や関係行政機関の長との協議を行ってまいりましたので、本日はその結果を御報告させていただき、その上で御審議を賜りたいと存じます。

本日の審議結果を受けまして、3回目の区域指定の公示に向けた準備を行ってまいりますが、今回の区域指定の候補と既に区域指定された219区域を合わせますと、全体で399区域となります。

3回目の区域指定が施行されましたら、指定区域の土地、建物の利用状況調査を速やかに開始して、効率的に実態把握を進めてまいります。

どうか本日もよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、申し訳ございませんが、プレスの方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

【会長】 それでは、最初に、本日の出欠状況と会の定足数につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】御報告申し上げます。

本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇専門委員、〇〇専門委員が御欠席でございます。

また、〇〇委員は、遅れての御参加予定とお伺いしております。

土地等利用状況審議会令第2条1項では、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定されておりますが、本日は、委員の過半数が御出席ですので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

【会長】御説明ありがとうございました。

会は成立しているということでございます。

前回の審議会におきまして、皆様に御議論いただきました3回目の区域指定の候補につきましては、その際に示されました今後のスケジュールに沿って、関係地方公共団体への意見聴取、関係行政機関の長との協議が行われたと報告を受けております。

区域の指定に当たりましては、法律上、あらかじめ本審議会の意見を聴かなければならないとされておりますので、本日は、関係地方公共団体への意見聴取の結果等につきまして事務局より報告をいただいた上で、3回目の区域指定について審議し、本審議会としての意見を表明したいと思います。次に、その説明を事務局をお願いしてまいりたいと思いますが、高市大臣、堀井副大臣、平沼大臣政務官におかれましては、所用のため、ここで御退席と伺っております。

どうもありがとうございました。

(高市大臣、堀井副大臣、平沼大臣政務官退室)

【会長】それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、資料について御説明申し上げます。

1 ページ目をめくってください。

本日は、3回目の区域指定について御審議いただきたいと考えております。

前回、第6回の審議会で提示した区域案につきまして、関係地方公共団体から意見を聴取いたしました。

また、関係行政機関との協議も行いました。

これらの結果を踏まえ、注視区域・特別注視区域の指定について御議論いただければと思います。

また、前回の審議会における指摘事項への対応についても御説明申し上げます。

なお、これに加えまして、今後のスケジュールや、内閣府として行っている広報・周知活動について御説明申し上げます。

2 ページ目をお願いいたします。

まず、関係地方公共団体への意見聴取の結果について御説明いたします。

このページには、2回目の区域指定の際の意見聴取でも提出された意見と同様の意見を

記載しております。

左の①でございますが、区域線の案が一体の敷地、例えば工場や学校などの敷地の中を通っているところ、当該敷地を一体的に扱うことが適当であるとの意見を受け、付近の道路に区域線を変更いたしました。

右の②ですが、区域線の案が団地を分断するように設定されているため、団地全てを含む形で区域を指定したほうがよいという意見です。

これを受け、地域の実情も踏まえ、当該団地を全て含む形で区域線を修正いたしました。

ただし、公営住宅のごく一部のみが区域内に含まれるようなケースでは、区域から外す形で修正いたしました。

3 ページ目を御覧ください。

このページは、今回の区域指定に際して、新たに提出された意見となります。

左の③でございますが、区域線の案が農業用のため池や駐車場などの構造物を分断しているという意見がございました。

これらの意見には、第2回審議会でお示したように、区域線は原則、地物を用いですが、おおむね1,000メートルの範囲内に適切な地物がない場合は、ため池や駐車場などの構造物をまたぐ場合がある旨、説明したところです。

右の④ですが、区域内の土地は国有林であり、区域指定の効果は薄い旨の意見がございました。

これらの意見には、国有林野は、貸付け等により、民間企業等が使用するケースが考えられることを踏まえ、原則、注視区域等の範囲に含める旨を説明したところでございます。

また、これらに加えまして、区域線が筆界や田畑、町字界、一体の民有地をまたいでいるという意見がございました。

これらの意見には、第2回審議会でお示したように、区域線は原則、地物を用いですが、適切な地物がない場合は、筆界や田畑等をまたぐことがある旨、説明したところでございます。

4 ページ目を御覧ください。

このページには、初回の区域指定及び2回目の区域指定の際の意見聴取でも提出された意見と同様の意見を記載しております。

左下の⑤でございますが、私どもが提示した区域案で書かれている道路が、現在は存在しないとの意見がありましたので、区域の外縁を現況の存在する道路へと変更いたしております。

右上の⑥ですが、区域図案に記載のない建物が実際には存在するので、元案では建物を分断してしまうという御意見です。

原則、土地、建物を分断しないとの考え方にに基づき、建物を分断しないように修正しております。

右下の⑦ですが、元案では、道路の中心線をもって区域の外縁としておりましたが、区

域の外縁は、道路のへりにある町字の境界線に合わせたほうが地域住民にとって分かりやすいとの意見をいただいたことから、区域の外縁を町字の境界線に合わせる形で修正しております。

以上が、区域の範囲についての主な意見となりますが、地方公共団体からの意見については、全てを採用するのではなく、内容を精査した上で、法及び基本方針、並びに第2回審議会で御説明させていただいた区域の指定の考え方を踏まえ、必要な範囲で意見を反映させております。

5 ページ目をお願いいたします。

次に、こちらにも初回の区域指定の意見聴取でも意見があったものですが、区域が所在することとなる町字について照会を行ったところ、一部の地方公共団体から修正の御指摘をいただきました。

区域内に含まれる町字の情報は、区域の告示がなされた後、内閣府のホームページにおいて参考情報として公開することを予定しておりますので、いただいた意見を踏まえ、適切にホームページへ反映させていただく考えです。

また、開発計画、開発行為についての情報提供をいただきました。

区域の修正につながるような情報はございませんでしたが、いただいた情報については、今後の法運用の参考情報として活用させていただく考えです。

さらに、これまでに御説明しました区域の範囲や町字等の修正以外の意見も出されておりますので、こちらについて御説明させていただきます。

これは、縦長の別紙を御覧いただきたいと思っております。

「地方公共団体に対する意見聴取の結果（4.その他）」とあるページでございます。

それでは、この別紙に沿って御説明させていただきます。

まず【法の厳格な運用を求める意見】がございました。

具体的には、区域指定後の土地等利用状況調査においては、必要最小限にとどめ、その土地等の利用に関連しない情報を収集しないよう、また、調査の実施など、制度の運用に当たり、住民のプライバシー権や財産権、並びに思想・良心の自由の侵害、権利の不合理な制約、日常生活や事業活動に影響が出たりすることがないように、最大限の配慮を求めるものです。

この意見に対しましては、重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり、適切に運用してまいります。

土地等利用状況調査に当たっては、土地等の利用者等について、思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはありません。

また、本法の制度は、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動に影響はございませんので、その旨、内閣府の考え方として記載しております。

次に【調査により収集した個人情報の保護についての意見】がございました。

この意見に対しましては、個人情報の保護については、法及び基本方針並びに内閣府のセキュリティポリシーにのっとり、万全を期してまいります。

次に【機能阻害行為の認定についての意見】がありました。

具体的には、機能阻害行為の認定に当たっては、厳正を期し、住民が機能阻害行為とは無関係な利用行為をためらうなど、住民の生活に萎縮をもたらさないよう、配慮を求めるものです。

この意見に対しましては、勧告及び命令の実施に当たっては、法及び基本方針に照らして評価し、土地等利用状況審議会の意見を聴いて行うなど、適切に運用してまいります。

次のページをお願いいたします。

次に【地価への影響等に係る意見】がございました。

具体的には、区域内の土地等取引や不動産の資産価値等に影響が生じるなど、住民等が不利益を被ることがないように、制度の運用をしてほしいといったものです。

この意見に対しましては、重要土地等調査法に基づく措置は、区域内における土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり、適切に運用してまいります。

特別注視区域内においては、土地や建物の売買等に当たり、届出が必要となる場合がありますが、不動産の取引自体を規制するものではありません。

また、本法の制度は、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動に影響はございません。

そのため、本法に基づく土地等利用状況調査や届出等の措置が実施されたとしても、本法の目的を実現するための必要最小限度のものであり、これらの区域内の土地等の所有者等が受忍しなければならない程度のもと考えられるため、補償は要しないものと考えております。

なお、地価は景気動向、当該土地の用途、周辺のインフラの整備状況などの様々な要因を背景として、不動産市場で決定されるものであることから、区域の指定の影響だけを抽出して、地価への影響を評価することは困難であるため、その旨、記載しております。

次に【経済的社会的観点からの留意事項を踏まえた区域の区分の変更に係る意見】がありました。

具体的には、今回候補として提示した特別注視区域について、大部分が人口集中地区であり、人口も20万人を超えるため、指定に当たり、経済的社会的観点から配慮を求めるものです。

この意見に対しましては、当該区域については、国勢調査に基づく人口集中地区の状況を踏まえ「施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること」との要件を満たしていないと考えておりまして、法及び基本方針にのっとり、特別注視区域として指定することとしております。

内閣府としましては、この大部分が人口集中地区であることにつきましては、国会において、周囲に密集市街地が形成されている場合を想定している旨、説明していること。

一般に、大部分とは、ほとんど大方、十中八九とほぼ同等であるとされていることを踏まえ、指示される区域の面積の少なくとも8割以上が人口集中地区に該当する場合に要件を満たすものと整理しております。

次に【区域外の施設の敷地境界に係る意見】がございました。

具体的には、隣接する重要施設の敷地境界線が区域図上では示されていないため、施設を明確に区分するため、境界線を引いていただきたいというものです。

この意見に対しましては、区域図は、区域の内外を示す線を記載することとしており、区域の外に所在する重要施設の敷地境界線を記載すると、事業者や地域住民の間に無用の混乱を生じさせるおそれがあることから困難であると考えております。

3ページを御覧ください。

次に【人口集中地区を区域の外縁とする旨の意見】がございました。

具体的には、人口集中地区を特別注視区域から外し、社会経済への影響を抑えてほしいというものです。

この意見に対しましては、経済的社会的観点からの留意事項における人口集中地区の考え方は、人口集中地区を特別注視区域から外すというのではなく、基本方針第2の4(2)に記載しているとおり、①、施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること。

②、施設の周囲に指定される注視区域内に人口約20万人の市町村、または特別区の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村、または特別区が存在することの両方を満たす場合には、総合的に勘案した結果として、その周囲を特別注視区域として指定しないことがあるというものでございます。

したがって、人口集中地区の境界線を区域の境界線とすることは困難であると考えております。

次に【注視区域内での開発許可等の手続きに係る意見】をいただきました。

具体的には、注視区域内での開発許可等に当たり、自治体と開発事業者等申請者との間で新たな手続が必要となるのか、どのような問題が生じるのか、不明であるというものです。

この意見に対しましては、本法の制度は、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、自治体と関係事業者等申請者との間で新たな手続等が生じることはないと考えておりますが、一方で、開発行為が周辺的重要施設に影響を与える可能性があるか確認したいという場合もあると考えておりますので、疑義等があれば、内閣府に御相談いただきたい旨、記載しております。

次に【区域指定の解除に係る意見】がございました。

具体的には、重要施設の飛び地が将来機能停止となる予定であるところ、予定どおり機

能が停止された場合は、当該飛び地の周辺の区域の解除の検討をお願いするものです。

この意見に対しましては、区域指定の事由となる重要施設の敷地の縮小などにより区域が縮小する場合などは、法及び基本方針に照らして適切に評価した上で、速やかに区域指定の解除等、必要な措置を講ずることとしておりますので、その旨、記載しております。

次に【区域の見直し、将来の区域指定に係る意見】がございました。

具体的には、今後、区域内では不動産取引の件数の増大が見込まれていることから、区域の指定及び見直しに当たっては、自治体の経済活動に配慮すること。

また、将来、空港の周辺が指定される際、区域指定や調査等に当たっては、周辺地域への民間投資を含め、同空港の発展に支障を及ぼさないようにというものです。

この意見に対しましては、区域の指定及び見直しに当たっては、法及び基本方針に照らして評価し、適切に判断してまいります。

次のページでございます。

最後ですが【国による周知・広報についての意見、住民説明会についての意見】がございました。

今回は、この点についての意見が多かったところです。

この意見に対しましては、重要土地等調査法に基づく措置を着実に実施していくためには、法の趣旨や制度についての周知・広報が重要であることから、内閣府のホームページやリーフレットにおいて、法に基づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について掲載しております。

また、関係地方公共団体や関係業界団体等の協力もいただき、リーフレットの配布、広報誌やチラシなどの活用も行っているところです。

加えて、区域指定に当たっては、関係地方公共団体から意見を聴取することとしており、さらに、コールセンターにて地域住民や事業者の方々からの個別の問合せにも対応しております。

こうした取組を引き続き展開し、さらなる周知・広報の充実に取り組み、国民の理解が一層深まるよう尽力してまいりたいと考えております。

なお、これらにより地域住民や事業者の方々への質問等に対応できることから、住民説明会の実施は考えておりません。

以上、自治体からいただいたその他の意見の紹介でございます。

それでは、先ほどの横長の紙に戻っていただきまして、6ページでございます。

前回審議会における指摘事項への対応についての御説明でございます。

第6回審議会におきましては、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、特定重要施設のうち、周囲を特別注視区域として指定しなかったものについて、特に防衛省市ヶ谷庁舎について議論がなされました。

防衛省市ヶ谷庁舎については、防衛大臣のほか、内部部局や各幕僚監部、情報本部などが所在し、指揮・中枢機能を有しており、安全保障上、特に重要な施設ですが、同時に、

我が国の経済社会の中心である東京都心に位置しており、その周囲は密集市街地となっており、当該取引を含む経済活動も相当に活発でございます。

このため、基本方針に照らし、安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から総合的に勘案した結果、防衛省市ヶ谷庁舎については、周囲を特別注視区域ではなく、注視区域として指定することとしています。

あわせて、周囲を注視区域とする特定重要施設については、以下のとおり、取り扱うとしたいと考えております。

まず、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域とした特定重要施設の取扱いについては、次のページのとおり、明確化しました。

7ページを御覧ください。

ここに記載してありますとおり、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域とした特定重要施設は、15施設12区域該当いたします。このとおり、明確化して整理いたしました。

前のページに戻っていただきまして、6ページでございます。

次に、効率的・重点的な土地等利用状況調査の実施については、システムの開発・導入や公簿収集の一部民間委託による効率化を含め、体制の強化を進めるとともに、重点を指向した調査を行うことを考えております。

3つ目に、注視区域、特別注視区域の区分の見直しについては、今後の安全保障をめぐる内外情勢や法執行の状況等によって、注視区域、特別注視区域の区分を変更する必要がある場合、法及び基本方針に照らして適切に評価した上で、速やかに区域指定の区分の変更等、必要な措置を講じてまいります。

8ページ目を御覧ください。

3回目の区域指定の対象について御説明いたします。

こちらのページは、前回の審議会でお示しした概要資料になります。

また、9ページ以降、21ページまでは、前回御提示させていただいたものから名称・指定の事由については同じものとなりますので、御説明は省略させていただきます。

3回目の区域指定については、特別注視区域46か所、注視区域134か所の合計180か所となります。

本日の審議会に先立ちまして、関係行政機関の長として、防衛大臣、外務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣との協議を行っており、いずれも意見等ない旨の回答をいただいております。

今回の審議会です承いただいた場合、官報による公示及び内閣府における縦覧と併せて、内閣府のホームページにも掲載することとなります。

22ページを御覧いただければと思います。

続いて、今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

本日の審議会において、180か所の区域の指定について御了承いただけた場合には、12月

中に3回目の区域指定の内閣総理大臣告示、官報掲載を行いたい考えです。

前回同様、告示がなされた後、1か月程度の周知期間が必要と考えており、来年、2024年、令和6年1月に入ってから区域指定の施行とすることで考えております。

施行となりました後、土地等利用状況調査を開始させていただくとともに、特別注視区域におきましては、届出義務が発生することとなります。

また、これと並行しまして、4回目以降の区域指定に向けた検討準備を進めてまいりたい考えでございます。

23ページを御覧ください。

最後に、周知・広報の状況についてですが、こちらの資料で前回は御紹介いたしました。取組につきまして、関係地方公共団体をはじめとした関係各所に御協力いただきながら引き続き取り組んでまいります。

今後も関係各所の御協力を得つつ、周知・広報の一層の充実を図ってまいります。

以上が、本日、政府側から御説明させていただきたい内容となります。

私からは以上でございます。

【会長】御説明ありがとうございました。

事務局よりただいま説明のありました3回目の区域指定に関する内容及び今後のスケジュールにつきまして御討議いただきたいと思いますが、欠席されておられます〇〇委員より意見の提出がございましたので、これにつきまして、まず、事務局から意見の御紹介と、それに対する回答をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

【事務局】それでは、私から〇〇委員の意見の概要と事務局の回答を御説明したいと思います。

〇〇委員より、1点目の御意見といたしまして、資料の3ページの区域の範囲につきまして、〇〇委員からは、法の厳格な運用の一環として、筆界、田畑、町字界、一体の民有地をまたぐ場合があると理解しますが、一方で、ため池や駐車場を分断する場合は安全側に、つまり、区域を広く指定する方向で区域線を引くほうが管理しやすいなど、市町村や民間の利益になる場合もあり得るとおられるとの御意見をいただきました。

資料の3ページにつきましては、ため池や駐車場の分断を避けたことにより、おおむね1,000メートルから大きく逸脱する場合は、やむを得ずそれらを分断する可能性があることを説明したものでございます。

したがって、おおむね1,000メートルの範囲であれば、〇〇委員が御指摘のとおり、ため池や駐車場を含んだ形で、安全側に区域線を引くこととしております。

2点目の御意見といたしまして、先ほど事務局からの説明の中で触れました、地方公共団体に対する意見聴取の結果に関しましても、〇〇委員より御意見をいただいております。

具体的には、地方公共団体から提出されている意見のうち【地価への影響等に係る意見】として、固定資産税が減ることに対する補填や支援策は検討されないのかといった意見が

提出されていましたが、この点に関しまして、〇〇委員からは、例えば市街化調整区域は、町の野放図な開発を防止するもので、公共インフラコストを無駄にかけないことが地価への影響よりも優先され、また、土砂災害警戒区域の指定においても同様の議論が行われ、災害から町を守る視点が優先されており、重要土地等調査法においても、地価への影響を考慮しても、公共の利益は国家の安寧、安全保障という観点で優先されるべきこと、公共の利益が私権に優先されることを丁寧に説明すべきとの御意見をいただきました。

このような〇〇委員からの御意見を踏まえまして、事務局といたしましても、地方公共団体から提出があった意見に対する考え方を整理しまして、先ほど説明で御紹介しましたとおり、不動産取引への影響について述べた上で、本法に基づく土地等利用状況調査や届出等の措置が実施されたとしても、本法の目的を実現するための必要最小限度のものであり、これらの区域内の土地等の所有者が受忍しなければならない程度のもと考えられるため、補償は要しないものと考えているとしているところでございます。

私からは以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、これから討議に入りたいと思いますが、御発言のある方は挙手をお願いいたします。

【事務局】〇〇委員がいらっしゃいました。

オンライン参加でいらっしゃいます。

映像は出ていません。

【会長】手を挙げていらっしゃるわけではないと。

【事務局】はい。

【会長】ただいま〇〇委員がオンラインで参加されたそうです。

それでは、御発言はいかがでしょう。

オンラインのほうはございませんか。

それでは、〇〇専門委員、お願いいたします。

【専門委員】前回、市ヶ谷につきまして、特別注視区域に指定するかどうかについて議論があったと承知しております。

この問題は、非常に重要な問題だろうと私は思っておりまして、事務局側からの御説明は、取りあえず、私は了としたいと思います。この審議会の権限を越えることになるのかもしれませんが、逆に言うと、今後の法律の運用として、特別注視区域に指定するのと同様の方向を得る必要があるのか。

逆に言うと、何がさらに必要なのかということについて検討することも必要なのではないかと考えております。

実際、今回、ここが特別注視区域に指定できなかったのは、法律上の解釈の限界ということになってくるのだと思いますので、この問題は逆に言うと、法律の中で特則をつけても必要な事項といったものを検討する作業が個別的には重要なのではないかと。

今回の指定については、これを了としたいと思っておりますが、今後の問題として、専門委員の中からそういった問題提起があることは、法律自体についてもそれなりの新たな手当てというか、見直しをした上でも必要な事項をやっていくべきだろうと。

私はかように考えておりますので、これは私からの要望ということで御了解いただきたいと思えます。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

御要望ということですので、記録にとどめることとなりますが、事務局のほうは、特に御発言はございませんか。

ありがとうございました。

それでは、ほかに御発言はいかがでしょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】ありがとうございます。

今、〇〇専門委員からも御指摘がございましたが、前回、市ヶ谷についていろいろと意見を述べさせていただきました。

それを踏まえまして、事務局のほうでも様々真摯に御対応いただきましたことに感謝申し上げます。

私自身も、この件について、今回の指定につきましては、結果について了といたします。

なおかつ、6ページにあります、今後の安全保障をめぐる内外情勢等の変化にうまく対応していただくことが必要なだろうと。

その際に、今、〇〇専門委員からも御指摘があったように、その上で、もしさらに法的な措置が必要であれば、それも含めて御検討いただくことが必要かと思えます。

そういうことを含めまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

ありがとうございました。

【会長】ありがとうございました。

お二方から同じような御意見が出たと思えますが、これにつきまして、さらに御発言はございますか。よろしいですか。

それでは、そういうことでございますので、事務局、どうぞ。

【事務局】ありがとうございます。

基本方針におきまして、私どもは、最後のところに一言、我が国の安全保障をめぐる内外情勢の変化等への対応ということで記載してございまして、法律の附則第2条の規定に基づきまして、法の施行後5年を経過した場合において、附帯決議を踏まえまして、法の施行の状況等について検討を加え、見直しの必要があると認められるときは、必要な措置を講ずるものとするとしております。

それに加えまして、我が国の安全保障をめぐる内外情勢が、法成立・施行時に前提としていた状況から著しく変化した場合には、同条の規定にかかわらず、5年の経過を待たず、

必要な検討及び見直しを行うという形で記載させていただきました。

このような考え方に従って、しっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

【会長】ありがとうございました。

お二方の発言は、そのような趣旨だと思いますが、〇〇専門委員、再度御発言でしょうか。

どうぞ。

【専門委員】先ほどこの審議会が、法律の制度全体の見直しの場合になるかどうか、私としては自信がなかったのですが、基本的に、例えばそういった形で内外における安全保障環境の変化を踏まえて、有識者の意見等も聴取しながら検討の場を設けるのは、どこになるのでしょうか。

【会長】どうぞ。

【事務局】私どもの理解といたしましては、本法の附則で規定されている部分につきましては、私どもが中心になるのかなと考えております。

一方で、それ以外の部分も含めて、もう少し大きな枠組みでということになりますと、それはまた別のところでの議論もあり得るのかなということで、そのところはまだ明確にお答えするものを持っていない状況です。

【会長】〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】ただ、現在、事務局での検討、要するに、法律の見直しということですが、少なくとも今回の審議会で、いわゆる市ヶ谷について問題点が提起されたということですから、こういった形で今後、そういった安全保障環境の変化に伴うのか。

私は、極論するのですが、市ヶ谷の問題は、多分、法律の特則をつくっても、規定すべき事項なのではないかと思っておりますので、その点、事務局が今後の安全保障環境の変化に伴って、どういう方向性で検討していくのか。するつもりは、現時点ではないのかもしれませんが、こういった行政的なツールを考えているのかについてお示しいただければと思います。

【会長】お示しいただけますか。

【事務局】今、御発言がありましたように、現時点では、特に今、喫緊の課題といたしましては、この法律をしっかりと施行していくことが私どもに課せられた重大な使命だと思っております。それ以上のことにつきまして、今、お答えするようなものを持ち合わせておりません。

【会長】どうぞ。

【専門委員】ただ、実際に法律が制定された後、例えば台湾の情勢とかウクライナの状況といったことが出てきているということで、この1～2年で世界における我が国をめぐる安全保障環境は激変したと言ってもいいと思っておりますので、そこについては、要するに、この法律が制定されて、施行を重視することはもちろん重要なことですが、安全保障環境を踏まえて、どのような方向性を持っていくのかについても、事務局から一言

お聞かせいただければと思います。

【事務局】私どもは、今回の指定に当たりまして、安全保障環境の変化について、もちろん検討してまいりましたし、いろいろな場面で、例えば海外の制度みたいなものについても勉強する必要があるという御指摘も受けてきているところでございます。

したがいまして、いろいろな御指摘を踏まえた上で、検討をこれからしていかなければいけないだろうということは承知しておりまして、そのための準備もしていきたいと考えております。

【専門委員】ありがとうございました。

【会長】よろしいでしょうか。

大変重要な御指摘だと思いますので、ここで検討するかどうかはともかくといたしまして、問題提起といいたしましょうか、それについてはしっかりと対応をお願いしたいと思えます。

それでは、ほかに御意見はいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

〇〇でございます。

私も、今回の指定と、今の市ヶ谷をめぐる議論も含めて、考え方に賛成でございます。

地方公共団体からの御意見を拝見して、一言感想だけ申し述べます。

この法律のつくりからすれば、経済活動への影響といえますか、支障が出ることは考えにくいとは思いますが、実際に影響があったのかどうかを見極めることも基本的には難しいと考えております。

そこで、補償という話は、今後も折に触れて出てくるのではないかと思います。既に今日御紹介があった議論に加えて考えてみますと、例えば建築基準法の2項道路の指定の場合には、自分の土地が道に指定されることとなりますので、それは所有権に対する大きな制約です。地価という面でも、少なくとも指定を受けた土地については下落するだろうと思えます。

しかし、そういう場合でも補償がなされてきていないことからすれば、重要土地等調査法との関係で補償を要するケースは基本的にはないものと想像しております。

こういった補償の話等が出てきた場合には、ほかの法律とのバランスが求められていることも、説明の一つとしてあり得るのではないかと思います。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

これについてはよろしいでしょうか。御意見等はございますか。

【事務局】御指摘ありがとうございます。

補償の話が出ましたが、先ほどの自治体に対する回答にありまして、この法律のうち届出、あるいはこの法律に基づく土地等利用状況調査は、取引自体を規制するもので

はなく、通常の生活を送っている住民の方とか事業活動を行っている企業の方にとって考えますと、そういった届出とか土地等利用状況調査が実施されたとしても、取引を規制するものでない以上、これらの措置はこの法律の目的を実現するための最低限度のものであり、土地の所有者においては受忍しなければならない程度だと考えております。

このような整理に基づきますと、確かに区域の指定がされた影響とか負担はあると思うのですが、それは今の考えからいくと、補償は要しないものと考えております。

ただ、勧告や命令により例えば土地の改変に影響を与えるといったときには、補償が必要であるかどうかという議論はあり得ると思いますので、そこはよくよく精査していかなくてはならないわけですし、これは個別のケースになっていくと思いますので、これからも議論を続けていかなくてはならないと認識しております。

以上です。

【委員】ありがとうございます。

【会長】よろしいですか。

それでは、オンラインで〇〇委員が挙手されているようですが、御発言をお願いいたします。

【委員】ありがとうございます。

〇〇でございます。

私からは、今回の区域の範囲の認定方法についての御説明、区域指定そのものについて、全く異論はございません。

その上で、先ほど〇〇委員、ただいま〇〇委員から出されました「地方公共団体に対する意見聴取の結果（４.その他）」の別紙について、特に【地価への影響等に係る意見】については、私も〇〇委員、〇〇委員の御意見に賛成でございます。

今回、この法律に基づく区域の指定、及び指定があった場合の勧告・命令等の措置については、財産権の行使を特別に制約するものではないことについて、きちんとした理解を周知していただくことが肝要であると思います。そのためには、周知することが継続的に必要なかなという印象も受けました。もしかすると区域の指定による財産権への影響について、誤解や危惧があるのではないかという印象もございました。

そういう観点からいたしますと、今回の資料の別紙、その他の２ページにあります、【地価への影響等に係る意見】に対する回答の４段落目、最後の段落ですが、なお書きの部分については、再検討をお願いしたいと思います。

最初の３段落は、基本的に区域の指定、勧告・命令等の措置は、特に生活や事業活動を制約したり、影響を与えるものではないということを説明していただいている、論理的に首尾一貫しておりますので、ここまでで十分ではないかという印象を受けました。

しかし、これに加えてなお書きがありますと、区域の指定によって、地価への影響があることを認めるような、首尾一貫しないところがあるように思います。したがって、なお書きについては再検討していただき、これはなくてもよいのではないかということをご確

認いただければ幸いです。

様々な意見があるかもしれませんが、それらも考慮に入れつつ再検討いただくために、一つの意見として申し上げたいと思います。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

今の点は、よろしいでしょうか。

事務局。

【事務局】御指摘ありがとうございます。

確かにご指摘いただいた箇所より上に記載している箇所が回答になっている面が多いと思いますので、修正させていただきたいと思います。

【委員】ありがとうございました。

【会長】よろしく願いいたします。

それでは、ほかに発言はいかがでしょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】どうもありがとうございます。

本日御説明いただきました意見聴取を踏まえての対応については、異存ございません。こういう対応で大変結構だと思います。

それから、今回、原子力について、熊取の原燃工は、燃料加工施設になるわけですが、そちらを指定いただいたということで、これは原子力発電に係る燃料を製造する、国民生活に非常に関係の深い施設ということで、こういう核燃料の加工施設の御指定を提案いただいたことは、大変結構だと思います。

一方で、原子力の中では核セキュリティがありまして、核セキュリティは、定義としては、核燃料物質、その他の放射性物質、その関連施設、輸送を含む原子力に係る活動を対象にして、犯罪とか故意の違反、あるいはそういうものにしっかりと対応しますということを定義してございます。

そうすると、核セキュリティの世界では、核燃料物質とその他の放射性物質を対象にしていることが分かるわけですが、今回、この法律の枠組みの中で、生活関連施設ということで、発電に係るものと整理していただいております。機能が阻害された場合、国民の生命・身体、または財産に重大な被害を及ぼすものが重要な生活関連施設として言われているわけです。

これを今の核セキュリティの話と対比させたときに、核セキュリティの問題の核燃料物質は、必ずしも発電に係る施設だけではないという点をもっと知っておくべきだと思います。

具体的には、昨今、原子力の技術がいろいろな非エネルギー分野と申しますか、そういう分野にも利用されることもあり得るわけですし、以前にも議論になりまして、一応、研究用の原子炉は、生活関連施設とは言えないのではないかという整理をしていただいて、

それはそれで結構だと思います。

お願いしたい点は、今後、こういった核セキュリティと齟齬を来さないように、こちらのほうでも随時状況を踏まえながら、特に昨今、ウクライナのザポリージャの発電所がターゲットになったりということもございますので、状況をいろいろと注視しながら、柔軟に対応していただきたいというお願いでございます。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

事務局、これにつきましてはいかがでしょう。

【事務局】御指摘ありがとうございました。

この法律は、まず、生活関連施設ということで、法に基づいて、さらに政令に基づいて指定しておりますが、今後、諸般の状況を踏まえながら、検討も考えなくてはいけないことになっておりますので、その際には、またお知恵をお借りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】御説明ありがとうございます。

私は全く異存ございませんので、了承したいと思います。

御質問なのですが、お答えいただける範囲で結構です。指定した後、フォローアップの体制で変なものはないかとか、チェックの体制は、オールジャパンでやるので、内閣府が御担当になるのは大変素晴らしいと思うのですが、関係省庁で治安とか、特に外事系や防衛とかの専門家の議論があつて当然だと思いますし、総務省や関係省庁とかの情報の吸い上げとか、地方局からの情報の吸い上げ、地方公共団体からの情報の吸い上げとかをチェックしていくのは大変だと思います。これは内閣府でおやりになるということでしょうか。

【事務局】御指摘ありがとうございます。

関係地方公共団体には、土地等利用状況調査における公簿の提供、いろいろな資料の提供とか、住民に対する制度の周知等で御協力いただいて、そういう通知を我々のほうでお願いしております。

また、御指摘のあった地方防衛局とか、そういうところについても、我々が現地調査をやるときに、いろいろとお手伝いしてもらったり、あるいは情報の提供をお願いしやっていく。

それは別に地方防衛局だけでなく、海上保安庁等の関係行政機関もそうですし、そのような協力を得てやっていかなければいけないと思っております。

このようなことで、まさに実効性のある調査をしていきたいと思っております。

【事務局】付け加えさせていただきますと、基本的な考え方といたしましては、土地等利

用状況調査は内閣府で一元的に行っていくということでございますが、もちろん、関係行政機関につきましては、例えば分析ということで協力をお願いすることはあるところでございます。

【会長】 それでは、ほかに御発言はよろしいでしょうか。

先ほどの資料の説明で聞き取れなかった部分があるとオンラインの参加の方から御意見があったものですから、その辺について、再度そこだけ説明を繰り返していいですか。

【事務局】 2ページ目と3ページ目の説明で聞き取れなかった部分があると意見をいただきました、失礼いたしました。

では、もう一度2ページ目を説明させていただきます。

2ページ目は、関係地方公共団体の意見聴取の結果についての御説明でございます。

このページには、2回目の区域指定の際の意見聴取でも提出された意見と同様の意見を記載しております。

左の①でございますが、区域線の案が一体の敷地、工場や学校等の敷地内というところで、当該敷地を一体的に扱うことが適当であるとの意見を受け、付近の道路に区域線を変更いたしました。

右の②ですが、区域線の案が団地を分断するように設定されているため、団地全てを含む形で区域を指定したほうがよいという意見です。

これを受け、地域の実情も踏まえ、当該団地を全て含む形で区域線を修正いたしました。

ただし、公営住宅のごく一部のみが区域内に含まれるようなケースでは、区域から外す形で修正いたしました。

3ページ目でございます。

このページは、今回の区域指定に際して、新たに提示された意見となります。

左の③ですが、区域線の案が農業用のため池や駐車場等の構造物を分断しているという意見がございました。

こちらの意見には、第2回審議会でお示したように、区域線は原則、地物を用いるが、おおむね1,000メートルの範囲内に適切な地物がない場合は、ため池や駐車場等の構造物をまたぐ場合がある旨、説明したところです。

右の④ですが、区域内の土地は国有林であり、区域指定の効果は薄い旨の意見がございました。

こちらの意見には、国有林野は、貸付け等により、民間企業等が使用するケースが考えられることを踏まえ、原則、注視区域等の範囲に含める旨を説明したところです。

また、これらに加えて、区域線が筆界や田畑、町字界、一体の民有地をまたいでいるという意見がございました。

こちらの意見には、区域線は原則、地物を用いるが、適切な地物がない場合は、筆界や田畑等をまたぐことがある旨、説明したところです。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

〇〇専門委員、御発言を希望されているようですが、どうぞ。

【専門委員】先ほどの情報の話なのですが、まず、今回のいわゆる調査についての情報がありますが、今回の法律に基づいて、内閣府に属せしめられた権限に基づいて収集されるということでありまして、内閣府には例えば総合調整に関する権限があるわけでありまして。

したがって、結局、今回の情報の調査は、この法律に規定された権限の中で収集できるものであれば、別にどこの組織がどうということではないと思いますし、極論すると、地方分権の話も関係ないのかなという気がしております。

そういった意味で、ぜひ今回の法律に独占された権限を事務局サイドにおいては最大限活用した上で、他の法律と抵触しない範囲において、十全な調査をやっていただくことが重要なのだらうと思います。

この点についてはどのようにお考えか、改めて事務局にお聞きしたいと思います。

【会長】では、事務局、お答えをお願いします。

【事務局】法律に基づきまして、内閣総理大臣がこの法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対しまして、必要な協力を求めることができる旨を規定しております。

一般論といたしまして、このような場合につきましては、本法に基づきまして収集した土地等の利用者等に関する情報について、関係行政機関等の協力を得つつ、所要の分析を行うことはあり得るところでございます。

【専門委員】そのような御説明ですと、基本的に調査を始める前段階からこの法律について、何らかの協力についての排除があるという前提にはなっていないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

【事務局】御指摘のように、個別の機関につきまして、どこにお願いするか、しないかということについては、決められているものではございません。

【専門委員】したがって、最後は、私の要望になりますが、基本的に今回の法律を施行するに当たって、内閣総理大臣に権限が与えられているわけでありましてから、その権限及び設置法上の権限を十分に活用していただきたいというのが私の要望であります。

【会長】ありがとうございました。

それでは、そういう御要望ですので、それについては、対応をお願いいたします。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

それでは、いろいろと御意見をありがとう。

失礼、〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございました。

私も、今回の区域指定案に異存はございません。

その上で2点、質問になるかもしれないのですが、お答えいただける範囲でお答えいただければという趣旨でのコメントになります。

一つは、先ほど〇〇専門委員からも御指摘のありました原子力関係施設について、国民の視点から見ますと、現在、どういうところが指定されているのか、いま一つ見えにくいようにと思いました。

国境離島と防衛関係施設に関しましては、1回目、2回目、3回目によって網羅的に指定されているかと思えます。

そのときに、同一の地方公共団体に所在する施設のうち、準備が整ったものということで、原子力関係施設や空港が指定されてきているかと受け止めております。

私の理解が追いついていない部分もあるかもしれませんので、間違っているかもしれませんが、そうしますと、原子力関係施設はほかにもたくさんあるかと思うのですが、そのうち今回は3施設、前回は1施設指定されていたかと思うのですが、それ以外については、4回目以降で指定を網羅的にされていくのか、あるいはここについては、何らかの基準があって、選別されていくのか。そこについて教えていただければと思いました。

もう一点は、3回目の指定に直接関わるものではないのですが、今回、手元に置いていただいたファイルの区域図を改めて拝見しまして、これ自体がものすごい情報だと思った次第です。

地図情報は、国家安全保障上の大変重要な情報で、今回、このように区域指定が進んでくる中で、どこが重要な区域なのですよというところが国民に広く公表されていくわけです。これによって、取引を注視していこうという意識も高まりますし、それによって抑止効果も期待できます。

それと同時に、ここが重要なのだという標的になる可能性も高まるという意味で、脆弱性も高まるのではないかと危惧しております。

悪意を持った人たちがであれば、この地図情報をどう使うだろうかということも想定して、国家機密としての地図情報を今後、どこまでどのように公開していくのかということも併せて考えておくことが必要かと思った次第です。

ありがとうございます。

【会長】ありがとうございます。

これにつきましては。事務局、お願いいたします。

【事務局】最初のほうについては、区域指定の順番に関する御質問かなと考えております。

私どもは、1回目、2回目の指定につきましては、まずは国境離島から指定させていただきたいということでやらせていただきまして、その次に、防衛施設をやるべきだろうということで、3回目の指定は防衛施設中心となっております。

4回目の指定のお話になるかと思うのですが、私どもといたしましては、防衛施設で残っている部分と、原発等、生活関連施設という形の順番で指定させていただきたいと思っております。

また、事務局といたしましては、なるべくこういった形で進めてまいりましたが、ずっとやるということではなくて、なるべく早く指定を終えたいと思っておりますので、次回

でかなりのものをお示しできるのではないかと考えております。

それから、地図情報の件でございますが、私どもといたしましても、従前から注視区域、特別注視区域を示していく中で、御指摘のように、情報としてお出ししていくことが危ないのではないかというか、安全保障上、問題がある可能性があるのではないかという御指摘をいただいていたところでございます。

私どもといたしまして、1点確認させていただいているのは、防衛関係につきましては、私どもが出している情報につきましては、同レベルといいますか、既に防衛施設そのものから公表している情報の範囲内で出すという整理は一つさせていただいております。

また、情報が1ページの中で全て見えてしまうような形の出し方はしないようにしようと。いろいろと集めてくれば分かるのだけれども、一覧性を持って見えてしまうような形は避けようという形を今取ってきているところでございます。

御指摘はごもっともでございますが、その他の点も含めてよく注意しながら、情報の公表については考えてまいりたいと思います。

【会長】ありがとうございます。

〇〇委員、1点目もよろしいでしょうか。

【委員】はい。ありがとうございます。

【会長】それでは、ほかに。よろしいですか。

特にないようでございますが、いろいろと御意見が出まして、これから取り組むべき課題とか検討すべき課題という御指摘はございましたが、今回の第3回目の区域指定につきましては、特に御異論はなかったと理解しておりますが、よろしいでしょうか。

【委員】すみません。

一つだけ、今後について聞きたいと思います。

【会長】では、この件について片付けて、それからお願いします。

そういう意味で言いますと、この区域指定について、事務局の資料で示された原案につきましては、本審議会として了承したいと思いますが、これについては御異論ございませんね。

(「異議なし」と声あり)

【会長】ありがとうございます。

それでは、事務局の提示にありました3回目の区域指定については、原案を本審議会として了承いたします。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】すみません。

今回の議論に関しては、直接はいいのですが、先ほどの〇〇専門委員や〇〇専門委員からの御質問につながるところなのですが、結局、そういうことを議論するために必要なのは、集まったデータ、情報をどうやって使うのかという方針が示されていないことに多分尽きるので、その辺りについて、それを審議会に示す必要があるのかどうかは、法案を読

んだのですが、分からないところがあって、解釈の余地があるのですが、それが一切示されていないままだと、私たちも何を議論していいのか、分からないことになりますので、今後、集まった情報をどうやって考えていけばいいのかについて、今後、ぜひ私たちにも可能な限り開示していただければと思います。

以上です。

【会長】という御意見、要望ですが、これはよろしいですね。

【事務局】御意見を受け止めたいと思います。

私どもとしまして、基本方針の中におきまして、例えば私どもがやっている勧告・命令とかにつきましても、毎年度公表していくことはありますので、併せまして調査の中身につきましても、基本的な部分につきまして、御報告できるような形を今考えておるところでございます。御指摘を踏まえて、しっかりと対応していきたいと思っております。

【会長】よろしいですか。

ありがとうございました。

では、再度、〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】先ほど周辺についての情報の問題が出ましたが、将来的な課題としては、こういった機微施設について、周辺でいかに不審な活動がなされないかという物的な観点での情報の保全が考えられる必要があるのだろうと思っています。

戦前においては、要塞地帯法といった法律があって、実際にそういった活動をいかに抑止するかということが考えられたわけでありまして。

もちろん、時代は異なっておりますが、当該法律が安全保障という観点で策定されたのは間違いのないことであると思いますので、そういった観点で今後、我々がどうしていくかについても、この場ではないかもしれませんが、ぜひそういったことについても研究、検討していただきたいと思っております。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

それも事務局、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、本日のメインの論点といたしまししょうか、議題は、第3回目の区域指定について御了承いただくということでございますが、それ以外にもいろいろと意見が出たところでございますが、さらに何か御発言はございますでしょうか。よろしいですか。

私がまとめていいかどうかは分かりませんが、今までこの法律に基づいて、それを執行してまいったわけでございますが、法律が前提としていたような安全保障に関する状況がかなり変わってきているという認識をお持ちの委員の方が多いと思っております。

それにつきましてどう対応していくのか、どこで議論するのか、まだはっきりしていませんが、この審議会において、気づいた点につきましては、しかるべくお伝えをしておいて、しかるべき場できちんと議論、検討していただく必要があるのではないかと感じた

ところです。

これにつきましては、私から事務局をお願いしたいと思いますが、そうした形で、今日の御議論でいろいろと出たことにつきましては整理していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【会長】ありがとうございました。

それでは、特に今までに出た御意見以外に、さらに御発言がございましたら承りますが、ないようございましたら、少し予定より早いのですが、これで審議を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【会長】オンラインの方もよろしいですね。

(首肯する委員あり)

【会長】それでは、これで終了とさせていただきますが、最後に、本日の資料及び議事録の取扱いについて申し上げます。

まず、本日の資料のうち、具体的な個別の区域図につきましては、先ほども御議論がございましたが、途中段階である現時点で公にすると、地域住民の方々に混乱を生じさせるおそれがあるため、審議会運営規則7条3項にのっとり、非公表といたします。

なお、今後、個別の区域図の情報につきましては、指定する区域の告示がされた際に、先ほど御説明があったような形で、ホームページにおいて公表が予定されているということでございます。

次に、議事録につきましては、審議会運営規則8条2項にのっとりまして、発言者名を伏せる形で議事録を公表することといたします。

議事録の公表に先立ちましては、事務局から皆様に対しまして、内容の確認をお願いする予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、これで終了といたします。

なお、次回の会議の日程につきましては、追って事務局を通じて御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。